

認知症対応型通所介護 予防認知症対応型通所介護 利用料金表 (2021年10月1日より)

①認知症対応型通所介護料金表(要介護1から要介護5)

それぞれの認知症対応型通所介護サービスについて、平常の時間帯(午前9:30分から午後4:00分)までの1回のご利用料金は次のとおりです。

	単位数	費用額 (10割分)	うち、介護保険から 給付される額(9割)	利用者負担額 (1割の方)	うち、介護保険から 給付される額(8割)	利用者負担額 (2割の方)	うち、介護保険から 給付される額(7割)	利用者負担額 (3割の方)
要介護1	878	9,359	8,423	936	7,487	1,872	6,551	2,808
要介護2	972	10,361	9,324	1,037	8,288	2,073	7,252	3,109
要介護3	1,064	11,342	10,207	1,135	9,073	2,269	7,939	3,403
要介護4	1,159	12,354	11,118	1,236	9,883	2,471	8,647	3,707
要介護5	1,254	13,367	12,030	1,337	10,693	2,674	9,356	4,011

☆地域加算…(高槻市)4級地 上記単位数に10.66を乗じた数字が費用額(10割分)となります。

☆送迎にかかる費用は所定単位数に包括されています。

☆上記費用とは別に毎回、食事の材料費の諸費用実費640円が必要となります。

☆処遇改善加算(I) …… 職員の処遇改善のための費用として、1月につき所定単位数の10.4%が加算

☆職員等処遇改善加算(II) …… 職員等の特定処遇改善のための費用として、1月につき所定単位数の2.4%が加算

☆科学的介護推進体制加算 …… 原則として利用者全員を対象として基本的な情報を厚生労働省に提出、活用することで1月につき40単位を所定単位数に加算する。

②予防認知症対応型通所介護料金表(要支援1、要支援2)

介護予防認知症対応型通所介護サービスの利用料金<<1日あたり>>

介護予防サービス計画において、位置付けられた支給区分によって次のとおりとなります。

	単位数	費用額 (10割分)	うち、介護保険から 給付される額(9割)	利用者負担額 (1割の方)	うち、介護保険から 給付される額(8割)	利用者負担額 (2割の方)	うち、介護保険から 給付される額(7割)	利用者負担額 (3割の方)
要支援1	759	8,090	7,281	809	6,472	1,618	5,663	2,427
要支援2	849	9,050	8,145	905	7,240	1,810	6,335	2,715

☆地域加算…(高槻市)4級地 上記単位数に10.66を乗じた数字が費用額(10割分)となります。

☆送迎にかかる費用は所定単位数に包括されています。

☆上記費用とは別に毎回、食事の材料費の諸費用実費640円が必要となります。

☆処遇改善加算(I) …… 職員の処遇改善のための費用として、1月につき所定単位数の10.4%が加算

☆職員等処遇改善加算(II) …… 職員等の特定処遇改善のための費用として、1月につき所定単位数の2.4%が加算

☆科学的介護推進体制加算 …… 原則として利用者全員を対象として基本的な情報を厚生労働省に提出、活用することで1月につき40単位を所定単位数に加算する。

☆その他の加算(①および②に加算されます。)

	単位数 (1回)	費用額 (10割分)	うち、介護保険から 給付される額 (9割)	利用者負担額 (1割の方)	うち、介護保険から 給付される額 (8割)	利用者負担額 (2割の方)	うち、介護保険から 給付される額 (7割)	利用者負担額 (3割の方)
入浴介助加算	40	426	383	43	340	86	298	128
サービス提供体制 強化加算Ⅲ	6	63	56	7	50	13	44	19

☆地域加算…(高槻市)4級地 上記単位数に10.66を乗じた数字が費用額(10割分)となります。

※個別機能訓練加算については、2020年11月より、加算に伴う機能訓練指導員の欠員により算定を取下げています。(変更)

1. 認知症対応型通所介護サービスに関する注意事項

☆ 介護保険限度額を超えた場合は、利用料金全額ご契約者の負担となります。

2. 認知症対応型通所介護サービスおよび介護予防認知症対応型通所介護サービスに関する注意事項

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。

要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)。

また居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。

償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。